

# 第4次木更津市地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)

概要版

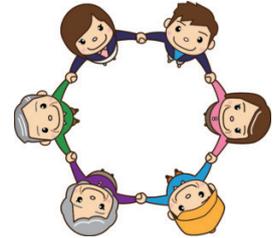


令和4年3月

社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会

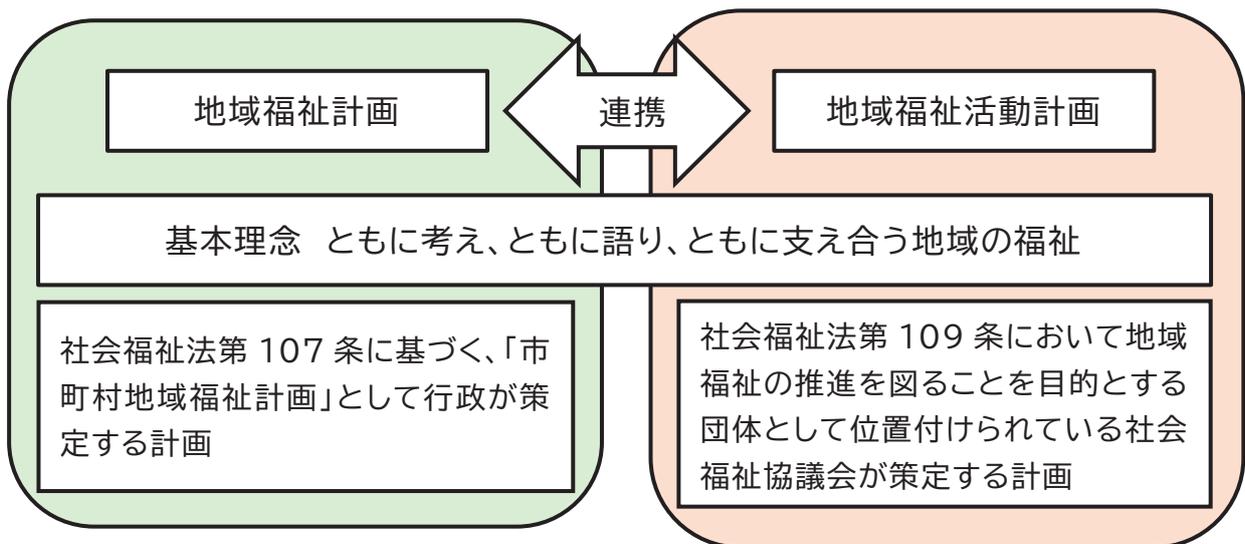
## 地域福祉活動計画の目標

「自助」(自分のことを自分でする)や「共助」(社会保障制度)、「公助」(行政による福祉サービスや生活保護など)だけでは補うことのできない福祉課題や生活課題への対応については、地域の「互助」(地域の一人ひとりがお互いのつながりを大切にしながら、助けたり助けられたりする関係等)が必要となります。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進し、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指していくことが重要です。



## 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉活動計画は、木更津市社会福祉協議会が中心となり、地域住民や自治会・町内会等の住民自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等の民間団体による地域福祉の推進を目指す自主的・自発的な行動計画(アクション・プラン)です。地域福祉計画の理念の実現を目指し、具体的な地域活動を促進していく役割を持っており、地域福祉計画と相互に連携し、補完し合う関係にあります。



### 基本理念

「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」

誰もが、住みなれた地域社会の中で、お互いの人格や意思を尊重しあいながら、支え合い、自立した生活が実現できることを望んでいます。そのためには、子どもから高齢者まで人と人とがふれあい、相互理解を深め、思いやりの心を大切にしながら、住民や地域の活動団体等が「協働」のもとに地域福祉を推進していくことが重要です。協働することでともに支え合い、助け合う社会が実現し、一人ひとりが安心して暮らせます。そこで、「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」を基本理念とし、地域福祉の推進を目指します。

## 基本目標

安心して住み続けることのできるまちを目指して  
「つながろう木更津」

基本理念を実現するための施策を推進する上で、基本目標を「安心して住み続けることのできるまちを目指して」と定め、キャッチフレーズを「つながろう木更津」とし取り組めます。



## 【木更津市地域福祉活動計画の施策体系】

### 基本計画(1)福祉への理解を広げていくために

#### (1)－1 情報につながる

- ・広報・ホームページ・SNS 等による情報発信の充実
- ・地区社協、福祉活動団体等に関する情報の収集・提供

#### (1)－2 福祉理解につながる

- ・児童・生徒・市民の福祉教育の推進
- ・多世代交流事業の推進

#### (1)－3 情報共有・多者協働につながる

- ・地域ケア会議への参加
- ・多者協働の場づくりの推進



広報紙等による情報発信とともに、学校や地域で福祉教育を進めます。

### 基本計画(2)包括的・総合的な相談支援体制を確立するために

#### (2)－1 相談につながる

- ・相談窓口の充実と周知の徹底
- ・相談内容の集約と対応方法の周知
- ・サロンでの傾聴ボランティアによる相談活動

#### (2)－2 住民ニーズをサービスにつなげる

- ・住民の福祉ニーズの把握
- ・新たなサービスの開発と提供
- ・地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置



気軽に相談できる対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制を整備します。

## 基本計画(3)住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり

### (3)－1 住民同士がつながる

- ・地区社会福祉協議会の充実
- ・地区社会福祉協議会の活動支援
- ・地域福祉を支える拠点の検討
- ・地域懇談会の開催

### (3)－2 交流の場をつながる

- ・地域における集いの場の支援
- ・高齢者や障がい者等の当事者組織への支援
- ・生きがいづくりのための各種講座・出前講座の開催
- ・住民交流の拠点としてのサロン活動の支援

### (3)－3 支え合ってつながる

- ・ボランティアセンターの機能強化
- ・ボランティアの育成と参加促進
- ・災害ボランティアセンターの運営
- ・各団体の活動支援と団体間の連携の強化

### (3)－4 地域貢献に向けた社会福祉法人等との連携

- ・社会福祉法人・福祉施設の連携・協働の場の組織化
- ・地域生活課題の発見と情報共有



集いの場やボランティアによる助け合いのしくみづくりを支援します。

## 基本計画(4)誰もが安心して生活できるように

### (4)－1 サービスにつながる

- ・既存サービスの充実
- ・新たなサービスの開発と提供(再掲)
- ・生活困窮世帯への支援

### (4)－2 きさらづ成年後見支援センターの運営

- ・法人後見の受任
- ・後見等監督人の受任
- ・委任契約・任意後見契約の締結、委任契約に基づく業務及び任意後見人としての業務の実施
- ・日常生活自立支援事業の推進
- ・生活支援員の養成



福祉ニーズや課題に応じた必要なサービスを提供します。

第4次木更津市地域福祉活動計画【概要版】

令和4年3月

社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会

〒292-0834 千葉県木更津市潮見2-9(市民総合福祉会館内)

電話 0438-25-2089

F A X 0438-23-2615